

令和 2 年 第 9 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録											
開催年月日		令和2年10月26日（月）									
開催場所		白岡市役所 4 階 特別大会議室									
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分			議 長		進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 9時20分			議 長		進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長					仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員						
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要			
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と		出席			
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之		出席			
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則		出席			
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席			
	5	井 上 日 出 巳		欠席	5	神 田 潔		出席			
	6	小 野 田 憲 司		出席	6	小 林 一 夫		出席			
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好		出席			
	8	吉 田 敏 雄		出席	8	清 水 清		出席			
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江		出席			
	10	安 藤 富司夫		出席							
	11	荒 井 肇		出席							
	12	齋 藤 美佐夫		出席							
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名			
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者		1名			
議事参与制限 を受ける委員					会長からの 出席要請者						
事務局		事務局長	嶋崎 徹			局長補佐		佐々木 雅美			
		主査	大塚 一隆			主任		安藤 寛子			
		主任	塩村 孝太郎			主任専門員		松本 敏幸			
説明員		主査	大塚 一隆			主任		安藤 寛子			
		主任	塩村 孝太郎								
会議次第		別添のとおり			配布資料			別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻前ではございますが、10月の人事異動により異動がございましたので、異動となった職員について紹介させていただきます。 (局長より異動者を紹介)
局長	それでは、定刻となりましたので令和2年第9回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくをお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名中13名、推進委員9名中9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時05分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第9回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に吉田委員、大山委員を指名いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	総会資料中、2ページ目の「日程第1 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」、申請を取り下げる旨の申出がされたため、本日の審議は行わないこととなりました。 また、それに伴い、「日程第2 議案第18号」が繰上げで「日程第1 議案第17号」となります。
<u>議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。総会資料の3ページ目をご覧ください

	番号１ につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸物件で生活しておりますが、子育てに伴って、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号２ につきましては、譲受人が、譲渡人から賃借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、運送業を営んでおり、営業収益の増加に伴い、大型トラックの増車及び従業員駐車場の利用者が増加したため、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号３ につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸物件で生活しておりますが、来年に子供が出産予定であること、子育てを考慮して、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回、農地法５条の規定による許可申請の農地について、１０月２３日に現地確認をいたしました。現在申請地については事務局の説明通りです。現地案内図２ページを参照ください。申請地から２００ｍ以内に学校があり、周辺は住宅が点在しております。接道についても問題ありません。現況は農地として管理されており、違反等ありません。また、１０ｈａ以上の集団農地として認められませんでした。 従いまして、この案件につきましては、転用理由や申請地の状況から見て、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	続きまして番号２につきまして、委員から報告をお願いいたします。

委員	番号２の農地法５条の規定による許可申請の農地について、１０月１５日に現地確認をいたしました。申請地については１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。周辺は、工業施設等が林立しており、物流倉庫等から３０m範囲に存在している区域です。 なお、転用の理由等については事務局の説明通りです。申請地は、農地として管理されており、違反等はありません。 従いまして、この案件については転用理由や付近の状況から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	続きまして番号３につきまして、委員から報告をお願いいたします。
委員	番号３の農地法５条の規定による許可申請の農地について、１０月１５日に現地確認をいたしました。現地案内図は４ページです。申請地の近くには小学校と幼稚園があります。周辺は既に宅地として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。申請地は違反等はありません。 従いまして、この案件については転用理由や付近の状況から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１７号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第１７号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第４条第１号第８号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分について、を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は４件でございます。 総会資料の４ページ目を御覧願います。

議長 議長	番号１につきましては、保育所設置のための転用です。 番号２につきましては、通路敷のための転用です。 番号３につきましては、住宅敷のための転用です。 番号４につきましては、道路敷のための転用です。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕 質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ その他</u>	
議長 事務局 議長 議長	質疑もないようですので、協議報告事項３その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。 ○農業委員会活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○来月の農地改良等現地パトロールについて ・１１月 ４日 進藤委員・大山地区推進委員 ・１１月１７日 吉田委員・安藤委員・日勝地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ○来月総会 ・１１月２５日（水）午前９時 ・議事録署名委員の吉田委員、大山委員（欠席の場合は、安藤委員、荒井委員）の両委員は来月印鑑をお願いします。 内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 〔質疑等なしという声あり〕 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【開会 午前９時１８分】